

神奈川県森林整備業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、神奈川県環境農政局が所管する森林整備業務の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務等 : 別記に定める業務（以下「業務」という。）及びこれらの実施に係る調査、設計及び測量等の委託業務、並びに水源林の管理に係る委託業務をいう。
- (2) 検査 : 完成検査及び出来形検査をいう。
- (3) 完成検査 : 業務等が完成したときに行う検査をいう。
- (4) 出来形検査 : 業務等の既成部分について部分払又は業務等の中止、打ち切りもしくは契約解除による既成部分の引受けをするときに行う検査をいう。
- (5) 検査員 : 本庁検査員及び事務所検査員をいう。
- (6) 本庁等検査員 : 本庁契約に係る業務等の所管課長、又は第4条に基づく検査員派遣依頼を受けた本庁の課長が命ずる所属の職員をいう。
- (7) 検査員派遣課長等 : 本庁検査員を命ずる所属長をいう。
- (8) 事務所 : 地域県政総合センター、地区農政事務所及び自然環境保全センターをいう。
- (9) 所長 : 事務所の長をいう。
- (10) 事務所検査員 : 所長が命ずる所属の職員をいう。ただし、第6号により命じられた職員を除く。
- (11) 検査命令者 : 第6号及び前号の検査員を命じる本庁の課長又は所長をいう。
- (12) 所長等 : 本庁契約に係る業務等の所管課長又は所長をいう。

(検査の範囲)

第3条 本庁等検査員は、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 本庁契約に係る業務等の検査
 - (2) 事務所の契約に係る契約金額2,000万円以上の業務等（委託業務、林産事業を除く。）の検査
- 2 事務所検査員は、事務所の契約に係る契約金額2,000万円未満の業務等（委託業務、林産事業は2,000万円以上を含む。）の検査を行うものとする。

(事業の検査所管課等)

第3条の2 本庁の事業所管課は、所管事業に係る業務等の検査所管課として、本庁検査の依頼先の調整、成績評定結果の取りまとめ等の事務を行うものとする。

2 検査所管課は、環境農政局緑政部内の課の中から本庁検査員の依頼先を調整するものとする。

(検査員の派遣依頼)

第4条 所長は、契約金額2,000万円以上の業務等(委託業務、林産事業を除く。)で業務完成届を受理したときは、速やかに完成を確認のうえ、受理した日から7日以内に検査員派遣依頼書(第1号様式)をあらかじめ検査所管課と調整した検査依頼先に提出しなければならない。

2 所長は、契約金額2,000万円以上の業務等(委託業務、林産事業を除く。)で出来形検査申請書を受理したときは、速やかに出来形算定書(第2号様式)により出来高を査定の上、受理した日から7日以内に検査員派遣依頼書(第1号様式)をあらかじめ検査所管課と調整した検査依頼先に提出しなければならない。

3 前2項に規定された関係書類の送付を受けた検査員派遣課長等は、直ちに検査員、検査日時を定め、業務検査通知書(第3号様式)により所長に通知するものとする。

(検査の命令)

第4条の2 検査命令者は、検査員に検査命令簿(第10号様式)により検査を命令する。

2 所長等は、所属の職員に検査を命ずるときは、当該業務の監督員(委託業務の場合は調査職員)以外の職員に命じなければならない。

(検査の時期)

第5条 検査は、業務完成届又は出来形検査申請書を受理した日から14日以内に行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず委託業務の検査は、業務完了通知書を受理した日から10日以内に行わなければならない。

3 完成検査は、契約工期内に行うことを原則とする。

(検査の準備)

第6条 監督員は検査にあたっては、次の各号に掲げる事項について準備するものとする。

(1) 設計図書、森林整備施工管理基準に定められた図表、記録写真等

(2) 検査用具(ポケットコンパス、メートル縄、ポール、カメラ、数取り器、ノギス等)

(3) その他必要とされるもの

(検査の立会い)

第7条 検査は、次の各号に掲げる者の立会いのもとに行うものとする。

(1) 監督員(委託業務の場合は調査職員)

(2) 受注者又は現場代理人(委託業務の場合は管理技術者。以下同じ。)及び主

任技術者（委託業務の場合は照査技術者）。ただし、受注者の立会いができない場合は、現場代理人に代えることができる。

（検査の中止又は打切り）

第8条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止、又は打切りをすることができる。

- （1）検査中不当な干渉又は妨害を受けたとき
- （2）第7条に規定する立会人がいないとき
- （3）前2号のほか、検査の実施が困難となったとき

2 検査員は、前項の規定により検査を中止又は打切りした場合は、速やかに検査命令者に報告し、その指示を受けなければならない。

（検査の方法）

第9条 検査は、別表「検査方法」により行う。

（検査の報告）

第10条 検査員は、業務等の検査を終了したときは、別に定める評定要領等に基づき成績を評定のうえ、検査復命書（第4号様式又は第5号様式）を作成し、写真を添えて検査命令者に復命しなければならない。

2 ただし、成績評定を行わない業務等の検査においては、特別の定めがない限り、財務規則第51条の検査の報告をすることをもって、検査の復命とする。

（業務等の手直し）

第11条 所長等は、検査の結果、業務等の既成部分が契約内容に適合しない場合は、遅滞なく契約どおりの手直しをさせなければならない。

2 第3条第1項第2号に規定する業務等の手直しは、検査員派遣課長等が業務手直し通知書（第6号様式）により所長に通知し、これに基づき所長が受注者に業務手直し指示書（第7号様式）を交付することによって行うものとする。

3 第3条第1項第1号又は第2項に規定する業務等の手直しは、所長等が手直し指示書を受注者に交付することによって行うものとする。

4 前2項にかかわらず、手直し内容が軽微な場合は、口頭でこれを行うことができる。

（再検査）

第12条 検査員派遣課長等は所長から前条第2項に基づく業務手直し完了届（第8号様式）の写の提出があったときは、直ちに再検査を行うものとする。

2 所長等は、前条第3項に基づく業務手直し完了届を受理したときは、直ちに再検査を行うものとする。

3 前条第4項に基づく手直しの確認は所長等が行うことができる。

4 第1項及び第2項の再検査を行った検査員は、業務手直し確認書（第9号様式）を作成し、検査命令者に報告する。

附則

- 1 この要領は、平成10年1月1日から実施する。
- 2 神奈川県森林整備事業検査要領（昭和59年9月10日制定）は、廃止する。

附則

- 1 この要領は、平成13年10月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成18年12月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成25年7月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成27年7月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

(別 記)

神奈川県環境農政局森林整備業務事務取扱要領に基づき発注した業務

別表

検査方法

1 共通検査事項

検査の項目	検査の方法
施工区域の面積	原則として周囲測量の各測点間の距離を計測する。 ただし、台帳等により面積が把握されており、施工区域が明らかな場合は、検査を省略することができる。
延長、幅員、高さ	実測し、出来形寸法を確認する。
構 造 物	長さ、幅、高さ、厚さ等を実測して出来形寸法を確認するとともに、外観等を観察する。
主 要 材 料	規格、品質、数量等を写真並びに関係書類その他実地検査により判定する。
写真による検査	基礎及び根入れ等で、掘り起こしが困難な場合は、写真により判定できる。
出来形管理図表	設計値と実測値を対比して記録した出来形図表により判定する。
跡 片 付	現場の整理等を確認する。
そ の 他	検査は現地で測定することを原則とするが、特別の事由により現地において測定できない場合は、工事写真、関係資料、出来形管理図表等で判定することができる。 検査の技術的基準は「森林整備施工管理基準」によるものとする。 この検査方法に記載されていないものは、検査員の判定による。

2 工種別検査事項

(1) 植栽工

ア 地拵え

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工区域	面積、施工位置	現地測定、現地観察	周囲全周距離500mにつき1箇所（最低1箇所）測点間距離を測定する。
施工状態	1 刈払い高さの状況 2 刈払い物の整理状況 3 既存植栽木の状況 4 棚積みの幅、留め杭の状況	現地測定 現地観察、工事写真	1 haにつき1箇所（最低1箇所）の任意の範囲を無作為に抽出し、確認する。

イ 植栽

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工区域	面積、施工位置	現地測定、現地観察	周囲全周距離500mにつき1箇所（最低1箇所）測点間距離を測定する。
苗木（樹木）の形状、寸法、樹種	樹高、枝幅、目通り周、根鉢	現地測定 現地観察、工事写真 関係資料	1 haにつき1箇所（最低1箇所）の標準地(10m×10m)を無作為に抽出し、確認する。 ・植栽本数は全数を測定する。 ・縦列、横列合計2列のライン状の植栽木について間隔、苗木寸法等を測定する。
苗木（樹木）の品質	1 枝葉の発育状況 2 根張り及び細根の状態 3 樹勢及び樹姿		
施工状態	1 植栽間隔、配置の適否 2 植穴の深さの適否 3 植栽後の土の踏みしめ状態		
その他	植栽方法 仮植、運搬、養生	工事写真	——

ウ 支柱

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
材料の品質、規格、寸法、数量		現地測定、現地観察 工事写真、関係資料	100個につき1個（最低1個）を無作為に抽出し、測定する。
施工状態	1 支柱の地中埋め込み状況 2 支柱取付の傾斜状況 3 苗木と支柱の結束状況 4 防腐剤処理状況	現地測定 現地観察、工事写真	

エ 施肥

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
材料の品質、規格、数量		現地観察 工事写真、関係資料	100個につき1箇所（最低1箇所）を無作為に抽出し、確認する。
施工状態	施肥方法		

(2) 保育工

ア 下刈、つる切り

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工区域	面積、施工位置	現地測定、現地観察	周囲全周距離500mにつき1箇所(最低1箇所)測点間距離を測定する。
施工状態	1 刈払い高さの状況 2 刈払い物の整理状況 3 つる類の処理の状況 4 誤伐の有無	現地観察、工事写真	100個につき1箇所(最低1箇所)を無作為に抽出し、確認する。
その他	薬剤使用の場合 (1) 薬剤の品質、規格 (2) 散布、処理の状況	関係資料、現地観察 工事写真	—————

(3) 林内整理

ア 除伐

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工区域	面積、施工位置	現地測定、現地観察	周囲全周距離500mにつき1箇所(最低1箇所)測点間距離を測定する。
施工状態	1 伐採の高さの状況 2 伐採物の整理状況	現地観察、工事写真	1 haにつき1箇所(最低1箇所)の任意の範囲を無作為に抽出し、確認する。

イ 枝打

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工区域	面積、施工位置	現地測定、現地観察	周囲全周距離500mにつき1箇所(最低1箇所)測点間距離を測定する。
施工状態	1 枝打高の状況 2 樹幹部と枝との切断状況	現地測定 現地観察、工事写真	1 haにつき1箇所(最低1箇所)の標準地(10m×10m)を無作為に抽出し、確認する。 ・縦列、横列合計2列のライン状の植栽木について枝打高を測定する。

ウ 枝落とし

面積で検収する場合

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工区域	面積、施工位置	現地測定、現地観察	周囲全周距離500mにつき1箇所(最低1箇所)測点間距離を測定する。
施工状態	1 枝の切断位置 2 落枝の整理状況	現地観察、工事写真	1 haにつき1箇所(最低1箇所)の標準地(10m×10m)を無作為に抽出し、確認する。 ・枝落としの本数全体を測定する。 ・針葉樹の場合は、イの検査方法を適用

枝落とし本数で検収する場合

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工状態	1 枝の切断位置 2 落枝の整理状況	現地測定 現地観察、工事写真	対象木10本につき1本(最低1本)を無作為に抽出しも枝落とし本数を測定する。

エ 保育間伐(捨伐)、本数調整伐

面積で検収する場合

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工区域	面積、施工位置	現地測定、現地観察	周囲全周距離500mにつき1箇所(最低1箇所)測点間距離を測定する。
施工状態	1 伐採高の状況 2 施工区域内の選木状況 3 伐採木の処理状況	現地測定 現地観察、工事写真	1 haにつき1箇所(最低1箇所)の標準地(10m×10m)を無作為に抽出し、確認する。 ・伐採木の本数全数を測定し、間伐率を確認する。

伐採本数で検収する場合

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工状態	1 伐採高の状況 2 施工区域内の選木状況 3 伐採木の処理状況	現地測定 現地観察、工事写真	対象木10本につき1本(最低1本)を無作為に抽出し、位置を確認する。

(4) 素材生産工

ア 伐木工

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工区域		現地観察	—————
施工状態	伐採高及び切り口の状態	工事写真	

イ 造運材工

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工区域		現地測定	全数測定
施工状態	1 造材の寸法、枝払い、損傷の状態 2 はえ積の状態	現地観察 工事写真	

(5) 植生保護柵(鹿柵工)・野兎柵工

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
材料の品質、規格、寸法、数量		現地測定、工事写真 関係資料	施工延長100mにつき1箇所（最低2箇所）を無作為に抽出する ・測点間延長を測定する。 ・1箇所10mの部分について各種寸法を測定する。
施工状態	1 延長、高さの状態 2 柵の通りの適否 3 線材の間隔及び結束緊張状況 4 金網の地中埋設状況 5 金網の重ね合わせ状況 6 杭の間隔、打込み状況	現地測定、現地観察	

(6) 森林作業道（作業路）

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
延長、幅員、勾配		現地測定、現地観察	施工延長500mにつき1箇所（最低2箇所）測点間延長、勾配を測定する。 施工延長200mにつき1箇所（最低2箇所）幅員を測定、施工状況を判定する。
施工状態	1 路面の状況 2 構造物の設置状況 3 切取、盛土締固状況 4 排水処理の状況	現地測定、現地観察 工事写真	

(7) 作業歩道工

ア 作業歩道新設工・作業歩道補修工

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
延長、幅員		現地測定、現地観察	施工延長500mにつき1箇所（最低2箇所）測点間延長を測定する。 施工延長100mにつき1箇所（最低2箇所）を無作為に抽出し、幅員を測定、施工状況を判定する。
施工状態	1 刈払い高さ、範囲の状況 2 刈払い物の整理状況 3 路面の状況 4 構造物の設置状況	現地測定、現地観察 工事写真	

イ 丸太階段工

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
材料の品質、規格、寸法、数量		現地測定、工事写真 関係資料	施工延長50mにつき1箇所（最低2箇所）を無作為に抽出する ・測点間延長、または段数を測定する。 ・各種寸法を測定する。
施工状態	1 階段の間隔、埋め戻し状況 2 杭の打ち込み状況	現地測定、現地観察 工事写真	

(8) 簡易施設工

のり切り工、階段切付工、丸太柵工、編柵工、筋工、伏工、実播工など

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
神奈川県環境農政局土木工事検査基準による			全数量の5%以上を抽出して測定する

(9) その他

ア 防火線刈払い及び境界刈払工

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
施工区域の延長	刈払延長、刈払幅、施工位置	現地測定、現地観察、 施工写真	施工延長1,000mにつき1箇所(最低3箇所)を無作為に抽出する。 ・測点間距離、刈払幅を測定する。 ・施工状況を確認する。
施工状態	境界杭、測量杭埋設の状態		

イ その他(指導標案内板等)

検査項目	検査の内容	検査の方法	検査頻度・測定方法
材料の品質、規格、 寸法、数量		現地測定、現地観察、 施工写真、関係資料	全数量の5%以上の抽出して測定する。
組立て、埋設、文字 防腐剤塗布等の状態			

第1号様式（検査員派遣依頼書）

年 月 日

（検査員派遣課長等） 殿

所 属 長

業務（完成、出来形）検査の検査員派遣について（依頼）

下記業務について、 年 月 日現地確認しましたので、検査員の派遣をお願いします。

記

事業名			
業務名			
業務場所			
受注者			
契約金額			
契約工期			
完成（出来形） 年 月 日		今回出来高 支払金額	
主要工種			
検査希望年月日			
記事			

第2号様式（出来高査定書）

出来高査定書

(所属長)			

年 月 日

所属長 殿

監督者職氏名

年 月 日の出来高は別紙出来高設計書のとおり違いありません。

契約業務名		受注者	
業務場所			
契約金額			
出来高金額			
契約締結年月日		契約工期	
業務着手年月日		業務完成予定 年 月 日	
出来形完成年月日		出来形部分名	
備考	第 回出来高査定済額 円 第 回出来高査定済額 円 今回出来高査定額 円		

付表 1

出 来 高 算 出 基 礎 表			
支 出 科 目		支出予定年月日	年 月 日
原設計金額 (A)	円	第 回部分払額 (C 2)	円
契 約 金 額(a)	円	第 回部分払額 (C 3)	円
(変更設計金額) 変更契約金額 (b)	円	今回出来形設計 金額 (D)	円
前 払 金 額(B)	円	出来高金額(E)	円
第 回部分払額 (C 1)	円	今回支払予定金 額 (F)	円
算 出 式	$(1) \text{ 出来高金額 (E) } = \frac{\text{契約金額(a)}}{\text{原設計金額 (A)}} \times \text{今回出来形設計金額 (D)}$ $= \text{円}$		
	$(2) \text{ 今回支払予定金額 (F) } =$ $\text{出来高金額 (E)} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額 (B)}}{\text{契約金額(a)}} \right]$ $= \text{円 (万円止め)}$		
特記事項			

第3号様式（業務検査通知書）

業 務 検 査 通 知 書

年 月 日

殿

（検査員派遣課長等）

年 月 日付け検査依頼のあった（完成、出来形）検査について、次のとおり実施します。

記

事業名			
業務名			
業務場所			
検査員氏名		立会人職氏名	
検査年月日			

業務(完成 出来形) 検査復命書

事務所名		公共 県単	番号	評点	点
事業名			現場代理人		
業務名			主任技術者		
業務場所			本庁担当課		
受注者			施工担当課		
契約年月日	年 月 日	契約金額		今回出来高額	
完成年月日	年 月 日	変更契約金額		出来形決定年月日	年 月 日
完成確認年月日	年 月 日	契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
前払金支払年月日	年 月 日	前払金金額			
検査年月日	年 月 日				
出来形検査				(出来形 %)	
回数	種別	検査年月日	金額	設計概要	
1		年 月 日			
2		年 月 日			
3		年 月 日			
評 定 結 果				検 査 結 果	
① 監督員評定点			点		
② 担当課長評定点			点		
③ 既成部分検査員評定点			点	第1回 点、第2回 点、第3回 点	
④ 完成(出来形)検査員評定点			点		
⑤ 評 定 点 合 計			点		
手直指示・手直結果・注意事項		検査立会人 所長 部長 課長 課長補佐 副技幹			
その他所見		主査 監督員 受注者 現場代理人 主任技術者			
		年 月 日			
		検査を終了したので復命します。			
		検査員			

委託業務（完了・出来形）検査復命書

事務所名		番号		受注者		評定点
事業名		公・単				
業務名				管理技術者		
事業場所				照査技術者		
契約年月日	年 月 日	契約金額	円	本庁担当課	課	
完了年月日	年 月 日	変更契約金額	円	施工担当課	課	
		今回出来高金額	円	調査職員		
完了確認年月日	年 月 日	契約工期	年 月 日 ~ 年 月 日			
前金払	支払年月日	金額	(出来形 %)			
	年 月 日	円				
出来形検査	回数	種別	検査年月日	金額	委託概要	
	1					
	2					
	3					
評 定 結 果				検 査 結 果		
	採点結果	配分率	評定点			
①調査職員の評定点						
②担当課長等の評定点						
③減点事項の評定点		△	△			
④検査員の評定点				調 査 立 会 人		
⑤評定点の合計点			点	所 長	部 長	課 長 課長補佐
総合評価のランク		A・B・C・D・E		副技幹	主 査	調査職員
手直指示・手直結果・注意事項・その他所見				受注者	管理技術者	照査技術者
				立会人		
				年 月 日		
				検査を終了したので復命します。		
				検査員		

第6号様式（業務手直し通知書）

業 務 手 直 し 通 知 書

年 月 日

殿

（検査員派遣課長等）

事業名			
業務名			
業務場所		受注者	
		検査員	
契約金額	一金 円也	検査年月日	
		上記業務について完成検査を実施した結果、次の補修（改造）が必要なので手直しの指示を通知します。	
手直し業務期限	年 月 日 から 年 月 日 まで		
指示事項及び手直し事項			

第7号様式（業務手直し指示書）

業 務 手 直 し 指 示 書

年 月 日

受注者

殿

長

事 業 名			
業 務 名			
業 務 場 所		受 注 者	
		検 査 員	
契 約 金 額	一金	円也	検 査 年 月 日
上記業務について完成検査を実施した結果、次の補修（改造）が必要なので手直しの指示を通知します。 なお、手直しが完了したときは、別紙業務手直し完了届を提出してください。			
手直し業務期限	年 月 日 から 年 月 日 まで		
指摘事項及び手直し事項			

第8号様式（業務手直し完了届）

業 務 手 直 し 完 了 届

年 月 日

殿

受注者

事 業 名			
業 務 名			
業 務 場 所		受 注 者	
		検 査 員	
契 約 金 額	一金	円也	検 査 年 月 日
上記業務について次の指示のとおり手直しを完了しましたので届け出ます。			
手直し業務期限	年 月 日 から 年 月 日 まで		
指摘事項及び手直し事項			

第9号様式（業務手直し確認書）

業 務 手 直 し 確 認 書

年 月 日

殿

検査員職氏名

事業名			
業務名			
業務場所		受注者	
		検査員	
契約金額	一金 円也	検査年月日	
		上記業務について次の指示のとおり手直し業務の検査の結果相違ないことを確認したので報告します。	
手直し業務期限	年 月 日 から 年 月 日 まで		
指摘事項及び手直し事項			

第10号様式

森林整備業務検査命令簿

所属名()

整理番号	(検査命令者)			主任	検査員	検査年月日	件名・検査の種類	受注者名	検査員印
						年 月 日	完成検査・出来形検査第 回		(月 日)
						年 月 日	完成検査・出来形検査第 回		(月 日)
						年 月 日	完成検査・出来形検査第 回		(月 日)
						年 月 日	完成検査・出来形検査第 回		(月 日)
						年 月 日	完成検査・出来形検査第 回		(月 日)
						年 月 日	完成検査・出来形検査第 回		(月 日)
						年 月 日	完成検査・出来形検査第 回		(月 日)
						年 月 日	完成検査・出来形検査第 回		(月 日)
						年 月 日	完成検査・出来形検査第 回		(月 日)
						年 月 日	完成検査・出来形検査第 回		(月 日)

※本庁等所属にあつて、検査員派遣依頼を受けて検査命令する場合は「件名・検査の種類」欄に()書きで発注機関名を併記する。